

市町村（県）子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

資料1-1

市町村計画、県計画については、平成29年度が計画期間の中間年。
今後1年間で平成30年度及び平成31年度の計画値について、所要の見直しを行う。

1. 見直しの要否について

「基本方針」において、法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、
当該認定区分に係る「量の見込み」（必要利用定員総数）と大きく乖離している場合 ⇒ 計画の見直しが必要。

「大きく乖離」とは、
平成28年4月1日時点の認定区分ごと（3号認定については0歳児と1・2歳児ごと）の子どもに実績値が、
計画における「量の見込み」と10%以上の差があることをいう。

※ただし、大きな乖離がなくとも、

- ① 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合
（当初、H29年度に待機児童0を目標に計画策定したため）
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

→ 見直し作業が必要

2. 見直しの手順

当初計画した「量の見込み」について、平成27年、平成28年度の実績をもとに、「推計児童数」と「支給認定割合」の2つの数値の分析と再検討を行い、計画の見直しを図る。

(1) 実績の把握 H27年度とH28年度の認定実績値を算出

【実績値の考え方】

1号認定子ども	「1号認定子どもの認定実績人数」 + 「新制度の枠に入らない私立幼稚園を利用する子どもの数」
2・3号認定子ども	「2・3号認定子どもの認定実績人数」

(2) 実績値と「量の見込み」とを比較 → 10%以上の差がある場合は、見直し作業を行う。

(3) 要因分析及び補正

当初の計画策定時、「量の見込み」は以下の計算式で算定。

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み(人)」}$$

※②と③はアンケート調査により把握

中間年における将来の「量の見込み」の見直しの考え方

実績値の「量の見込み」との間に乖離が生じる大きな要因

- ・大規模な住宅開発等により、推計児童数が増大
- ・予想を超えて潜在家庭類型及び利用意向率が増大。(共働き世帯への移行、保育所整備の進捗等による保育の利用意向の上昇)

上記要因を精査のうえ、

平成31年度までの「①推計児童数」と「②潜在家庭類型」と「③利用意向率」を改めて算出し、補正を行う。

「①推計児童数」 最新の人口動態(自然増減、社会増減)を踏まえて補正を行う。

「②潜在家庭類型」 平成28年4月時点における1号~3号ごとの児童数に占める認定割合の数値をもって代替することを基本としつつ、下記「支給認定割合の分析と補正の考え方」で記載の要素を加味して補正を行う。

「③利用意向率」

中間年の見直しにおける「量の見込み」の計算式

$$\text{「補正後の推計児童数」} \times \text{「支給認定割合」} = \text{「見直し後の量の見込み(人)」}$$

3. 見直しの方法

(1) 推計児童数の分析と補正の考え方 社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものかを分析

社会増減による場合 → 一時的なものなのか、今後の社会増減に影響を与えるものなのかを確認のうえ、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

自然増減による場合 → 直近の実績を用いて、自然増減のトレンドを踏まえ算出し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

(2) 支給認定割合の分析と補正の考え方

平成27年度、平成28年度のトレンドや政策動向、地域の実情を十分に踏まえ分析を行う。
特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意する。

【各認定区分における支給認定割合の計算方法】

- ① 1号認定子ども 女性の就業増加により、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する可能性があることに留意のうえ、地域の実情を踏まえ補正を行う。

【計算式のイメージ】

$$\text{補正後の1号認定子どもの割合} = \frac{\text{(1号認定子どもの実績値－助成の就業増加に伴う補正值)}}{\text{(実績値に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数)}}$$

- ② 2号認定子ども 保育の事由ごとに、どの事由のニーズに増減があるかを分析し、補正を行う。

乖離の要因となっている保育認定事由が就労及び就職活動、育児休業の場合は、平成27年度、28年度の申請状況に基づき、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

また、乖離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など、個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

【計算式のイメージ】

$$\text{補正後の2号認定子どもの割合} = \frac{\text{(2号認定子どもの実績値＋認定事由に基づく補正值)}}{\text{(実績値に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数)}}$$

③ 3号認定子ども 0歳と1・2歳ごとに保育認定事由ごとの増減を分析

乖離の要因となっている保育認定事由が、就労及び就職活動、育児休業の場合は補正を行う。この場合、実績値に加え、女性の就業率と1・2歳児の保育所等利用率が正の相関関係にあることを考慮し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

また、乖離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など、個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

【計算式のイメージ】

$$\text{補正後の3号認定子どもの割合} = \frac{\text{(3号認定子どもの実績値+認定事由に基づく補正值)}}{\text{(実績値に用いた時点の3歳未満の小学校就学前子ども数)}}$$

(3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直しについて

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う。

4. 今後のスケジュール

国	県・市町村
<p>平成28年度 【1月】 内閣府より、自治体に対し見直しの考え方の提示</p> <p>【3月】 内閣府より、見直しの検討状況調査（各都道府県・市町村における教育・保育の量の見込みの見直し状況（4月中に取りまとめ））</p>	<p>平成28年度 【1月～】 各都道府県・市町村において、見直しの方針を策定 各都道府県・市町村において、教育・保育の量の見込みの見直し作業</p>
<p>平成29年度 【4月】 内閣府において、教育・保育の量の見込みの見直し状況取りまとめ</p> <p>【春ごろ】 基本指針等の改正</p> <p>【夏ごろ】 内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況とりまとめ（最終集計）</p>	<p>平成29年度 【4月～6月】 各都道府県・市町村において、教育・保育の確保方策等の見直し作業</p> <p>【秋から冬】 各都道府県・市町村において、計画の改定作業</p> <p>【年度末】 各都道府県・市町村において、計画の見直し作業終了</p>